

事務連絡
平成 29 年 1 月 31 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

産業廃棄物課

租税特別措置（廃棄物関係）について（周知依頼）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力いただき、ありがとうございます。

去る平成 27 年 1 月 14 日に平成 27 年度税制改正の大綱が取りまとめられ、平成 27 年 12 月 24 日に平成 28 年度税制改正の大綱が取りまとめられました。

については、廃棄物関係で要望が認められた租税特別措置について、特例措置の対象となる関係者に再度周知いただき、当該特例措置を活用いただきたく考えておりますので、管轄の廃棄物処理業者等の関係者に幅広く再度周知していただくとともに、貴管内市町村への情報提供につきましても、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

【参考】

○平成 27 年度税制改正の大綱

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2015/20150114taikou.pdf

○平成 28 年度税制改正の大綱

http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2016/20151224taikou.pdf

担当者：

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課 八巻

TEL：03-5501-3154（直通）

産業廃棄物課 小久保

TEL：03-5501-3156（直通）